

# 令和5年度長崎県人材確保対策推進協議会（医療・福祉分野）における 連携等の基本的な方針

令和5年7月25日

## 1. 趣旨

長崎県人材確保対策推進協議会（医療・福祉分野）においては、医療・福祉分野における人材確保対策と、その背景として取組みが必要な雇用管理改善を推進するため、当協議会構成員（以下、「構成員」という。）の連携・協力の下、以下の事項に取り組むこととする。

## 2. 取組み

### (1) 人材確保にかかる広報・周知

- ・ ホームページ、SNSや広報誌等による広報・周知

### (2) 人材確保の取組み

- ・ 構成員の相互協力による合同企業面談会等イベントの開催
- ・ 構成員が作成する求人情報誌等の配付への協力
- ・ 高校内企業説明会の開催
- ・ 職場見学会の実施
- ・ 構成員が運営する職業紹介事業等とハローワークにおける双方からの支援を希望する者にかかる相互の情報提供

### (3) 医療・福祉分野個別事業主に対する相談・支援

- ・ 分かりやすい求人票作成への助言にかかる構成員間の連携・協力
- ・ 雇用改善関係各種助成金の活用にかかる構成員間の連携・協力
- ・ 求人の充足に向けた構成員が運営する職業紹介事業等とハローワークの相互の情報提供

### (4) 職員の専門性向上

- ・ 構成員の職員を講師として、雇用管理上の課題やその改善方策に関する研修等を実施

## 3. 実施体制等

上記2の取組事項を可能な限り連携して実施するため、検討を要する事項については、長崎労働局職業安定部訓練課が主体となり調整を行う。